

第 2 章 その他提出書類

第 7 編第 1 章提出書類一覧表 の図書類のほか、表 2－1 に該当する図書類を提出しなければならない。

表 2－1 その他工事別提出図書類

書類名 工事名	施 工 計 画 書	施 工 報 告 書	そ の 他
薬液注入工事	記載内容は第 2 編第 5 章第 2 節 5－2－4 施工計画書による。 提出部数は 2 部	報告内容は第 2 編第 5 章第 2 節 5－2－10 施工報告による。 提出部数は 1 部	発注者が指示したもの
推工	記載内容は第 2 編第 6 章第 1 節 6－1－4 施工計画による。 提出部数は 2 部	報告内容は第 2 編第 6 章第 1 節 6－1－16 施工記録による。 提出部数は 1 部	〃
シールド工事	記載内容は第 2 編第 7 章第 1 節 7－1－4 施工計画による。 提出部数は 2 部	報告内容は第 2 編第 7 章第 1 節 7－1－6 施工記録による。 提出部数は 1 部	〃
鋼管布設工事	記載内容は第 3 編第 3 章第 2 節 施工計画による。 提出部数は 2 部	報告内容は第 3 編第 3 章第 11 節 施工報告による。 提出部数は 1 部	〃
内管挿入工事	記載内容は第 3 編第 5 章第 2 節 施工計画による 提出部数は 2 部	報告内容は第 3 編第 5 章第 5 節 施工報告による 提出部数は 1 部	〃
ホースライニング工事	記載内容は特記仕様書による。 提出部数は 2 部	報告内容は特記仕様書による。 提出部数は 1 部	〃
塗替工事	記載内容は第 3 編第 6 章第 2 節 施工計画による。 提出部数は 2 部	報告内容は第 3 編第 6 章第 7 節 6－7－2 施工報告による。 提出部数は 1 部	〃

第3章 施工計画書

第1節 一般事項

工事目的物を所定の工期内に、適正、安全、経済的に施工するために必要な事項を記入し作成しなければならない。

第2節 施工計画書の作成

第1編第1章1-1-6 施工計画書の規定に準じ、設計図書の内容及び現場状況を把握した上で、施工手順及び施工方法・使用する資材・機器及び労務・施工管理上必要となる事項等について、総合的に検討するものとする。ただし、本市の承諾を得た工事及び事項については、省略することができるものとする。なお、変更が生じた場合は、速やかに変更計画書を作成し提出しなければならない。

第3節 施工計画書の編集

3-3-1 書類のサイズ

施工計画書は、日本産業規格A列4番のサイズとする。

3-3-2 添付図のサイズ

添付図面及び工程表は、判読できる程度の縮尺とし、A4版のサイズに合わせて折り込むものとする。

3-3-3 項目の区分

記載項目（目次）ごとに、原則として改頁するものとする。

3-3-4 図書の分冊

施工計画書は、原則として一冊に製本するものとする。なお、各種計算書等については、必要に応じて分冊することができるものとする。

表 3 - 1 施工計画書作成項目一覧表（参考）

記 載 項 目	記 載 内 容
表 紙	○工事名称、受注者名等を記載。
目 次	○作成書類内訳、ページ等を記載。
工 事 概 要	○工事名称、工事場所、工期、請負金額、工事内容（設計書の表書き及び施工内容）等を記載。
施 工 方 針	○本工事施工に当たっての会社の施工方針を記載。
現 場 組 織	○現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）、専門技術者（建設業法に基づく）、安全管理者の連絡先を記載。 ○工事に係る構成員の職務内容、職務分担及び工事実施体制における組織等を記載。
下 請 負 人 構 成	○下請負人の職務分担、所在地及び責任者等を記載。
主 要 資 材 計 画	○主要資材の購入先及び製作会社名を記載。 ○摘要欄へ、産地等を記載。
主 要 機 器 計 画	○主要機器の仕様及び製作会社名を記載。 ○摘要欄へ、使用目的等を記載。
仮 設 備 計 画	○仮設建物（土留工、覆工、仮締切、仮通路、仮設電力、仮水道）の計画及び受電等設備の規格、管理方法等を記載。 ただし、重要仮設物は安定計算書を添付すること。 ○摘要欄へ、使用目的等を記載。
本体工事施工計画	○施工手順及び施工手段等を具体的に記載。
工 程 管 理 計 画	○工事内容、稼働日数、労務計画、施工機械、施工方法及び現場事情を考慮し、工期内に工事が完了するよう実施工程表を記載。（完成図書類の作成も含む）
安 全 管 理 計 画	○車両及び歩行者の安全確保、保安施設の設置計画、関係法令及び道路使用許可条件に対する措置、交通誘導員（交通誘導員A・交通誘導員B）の配置場所及び人員、資材等の運搬経路、運搬作業の方法及び時間等を記載。 ○安全管理組織、安全管理教育・訓練、工事現場及び材料置場の管理方法、危険物の管理方法、工事に起因する公衆災害、労働者災害及び物損事故のほか、火災や降雨時における浸水防止対策、地下埋設物事故防止対策等を記載。 ○労働安全衛生法第14条に基づく作業主任者の選任、同61条に基づく就業制限にかかる作業員の選任及び同59条第3項に基づく特別教育の実施に関する事項を記載。
品 質 管 理 計 画	○設計図書で指定する規格、品質を確保するための具体的管理計画を記載。
出 来 形 管 理 計 画	○設計図書に指定する構造物等の位置、形状、寸法を確保するための具体的管理計画を記載。
緊急時連絡体制対応	○緊急連絡先、連絡方法、連絡場所等を記載。 ○緊急時体制図を添付
事 前 調 査 結 果	○事前調査の結果を記載。

環 境 対 策	○工事に伴って発生する騒音、振動、湧水、臭気、粉じん、火災、光などの公害防止対策等を記載。
そ の 他	○その他本市が指示する事項。

第4章 完成図

第1節 適用

本基準は、導水管、送水管、配水管、給水装置並びに浄水場の構造物等を新設又は撤去する工事の受注者が、発注者に提出する完成図についての作成基準を定めるものとする。

完成図は本仕様書によるほか、JIS A 0101（土木製図通則）、土木学会制定「土木製図基準」の規定によるものとする。

第2節 作成図面

4-2-1 作成要領

完成図は、維持管理（管路情報管理システムデータベース更新用、給水装置竣工図書ファイリングシステム入出力用）等の上で重要な資料となるので、正確かつ鮮明に記入しなければならない。なお、作成は参考図書（図4-6～図4-9）に準ずるものとする。

4-2-2 配置図

1. 位置図

管路の布設場所を示す図であって、水道管理図を縮小（1/1,000～1/2,000）して用い、管理図番号、メッシュ番号及び区切線を記入しなければならない。

2. 平面図

（1）地形図

（2）配管図（鋼管工事等は詳細図面も記載すること）

3. 縦断面図

4. 横断面図

5. 構造図

6. その他の詳細図

受注者が使用材料及び製作品の承諾願いに添付した図面についても、対象とするものとする。なお、作成図面には製作会社名、型式、製品仕様、塗装仕様等についても記載しなければならない。

（例）：鋼管、伸縮可とう管、水位調整弁、緊急遮断弁、止水板、ステップ、グレーチング、鋼材加工製品等

7. 仕切弁、消火栓、空気弁、排水栓、洗浄栓

第3節 図面の規格

4-3-1 図面規格

図面はすべてA版規格とし、仕上げ寸法は JIS P 0138（紙加工仕上寸法）のA1版を原則とするものとする。これによりがたい場合はA2版～A4版の範囲内で使用することができ

る。

表 4－1 図面の規格

(単位：mm)

規 格		A 1	A 2	A 3	A 4
A×b (仕上り寸法)		594×841	420×594	297×420	210×297
輪 郭	c	15	15	10	10
	d	45	45	25	25

4－3－2 明瞭度

図面は、作図内容と量により、むやみに余白を生じさせず、作図図面を A 3 版に縮小したときに、判読できなければならない。

4－3－3 記載方法

図面は原則として、レタリングするものとする。

4－3－4 図面の補修

文字や線が不鮮明な図面は、管路情報管理システムおよび給水装置竣工図書ファイリングシステムでの判読が困難となるため、レタリング又は補修を行わなければならない。

4－3－5 図面の輪郭

図面の輪郭は、表 4－1 及び図 4－2 によるものとする。

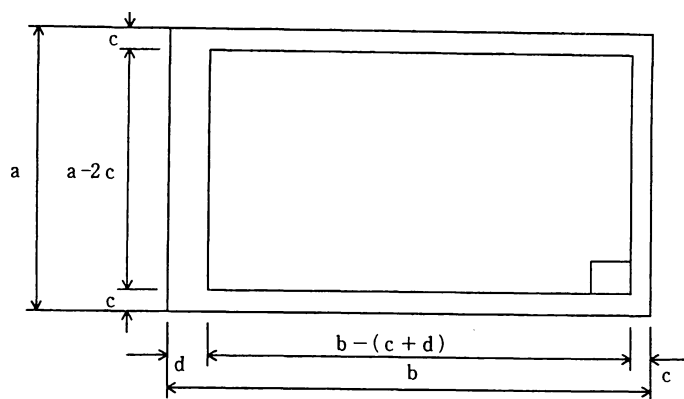


図 4－1 図面の輪郭

4－3－6 標題の位置

図面の折りたたみ寸法は A 4 版とする。なお、折り方とはじ代を確保し標題欄が表面に出るようにしなければならない。

なお、1 部は折りたたまずロール状としたものを提出すること。

第4節 図面の作成要領

4-4-1 作図上の注意

1. 文字は明瞭に書き、漢字は楷書とする。
2. 文章は左横書きとする。
3. 表示記号は、第3編第1章第9節 図面表示記号、第3編第4章第11節 図面表示記号 の規定によるものとする。

4-4-2 作図の要点

各種の図面等は、以下の規定により作成するものとする。

1. 平面図及び縦横断面図の作成要領

- (1) 平面図は、方位、行政区、町名、街区符号、住居番号、目標となる著名な建物等の名称を記入し作成しなければならない。なお、道路線形等（歩道形態・隅切り等）の変更されている場合は、設計図の平面図（縮尺 1/500）を使用するものとする。
- (2) 方位は原則として北を上とし、必ず記入しなければならない。ただし、路線の関係でやむを得ない場合は次のとおりとする。
 - ① 縦断面図を必要としない工事（更正工事等）の南北路線の場合は北を左とする。
 - ② $\phi 400\text{mm}$ 以上で縦断面図を必要とする工事は工事起点を左とする。
- (3) 管路情報管理システムのデータベース更新や管路の固定資産管理にオフセットデータを活用するため、工事の起点と終点及び管路が水平移動した曲管部折点（管連絡部における水平ベンドや、短距離の切り廻し等は除く。）、分岐点、管連絡部、耐震管と非耐震管の変更点には、原則としてオフセットによる管理図記載の直近の官民・道路境界、隅切りから3点の水平距離を明確に記入しなければならない。（著しく測定距離が長くなる場合に限り、当局の既設弁栓からの水平距離を記入してもよい。）なお、オフセットの箇所数が多く、図面が煩雑となる場合は、別紙に記載してもよい。
- (4) 図面が2枚以上にわたる場合又は1枚であっても路線の方向が変わり路線を区切る必要が生じた場合は、必ずアルファベットによる符号をつけた区切線を記入しなければならない。
- (5) 同一路線で工区を分割する場合は、工区の境界を明記し「別途事業（整理番号）により施工」と、記入しなければならない。
- (6) 図面は原則として、平面図、縦断面図、横断面図、位置図をまとめて、1枚の用紙に収めなければならない。
- (7) 試験掘り実掘削等で確認した他企業の埋設物を、平面図・縦断面図・横断面図に記入しなければならない。
- (8) 平面図には、地形図及び配管図を区別し、次の規定により記入しなければならない。
 - ① 地形図にあっては、管路の中心線、仕切弁、消火栓、排水栓、洗浄栓、人孔等の位置を記入しなければならない。
 - ② 配管図にあっては、管種、形質寸法及び継手等を記入しなければならない。なお、

使用管材が鋼管の場合は、形質寸法、塗覆装仕様なども記入しなければならない。

- ③ 既設管は点線、新設管は太い実線、他の埋設物関係は鎖線で記入しなければならない。
なお、ホースライニング工事の場合は実線で、布設替管は太い実線で記入するものとする。
- ④ ソフトシール仕切弁を使用の場合は配管図に、「ソフトシール仕切弁」と明記するとともに製造会社名を記入しなければならない。
- ⑤ 割T字管及び不断水式仕切弁施工箇所は、引出し線で寸法・口径を記入しなければならない。
- ⑥ 管路情報管理システムのデータベース更新や管路の固定資産管理にオフセットデータを活用するため、存置物件（管及び付属具類、矢板等）の起点と終点及び分岐点には、原則としてオフセットによる管理図記載の直近の官民・道路境界、隅切りから3点の水平距離を明確に記入しなければならない。（著しく測定距離が長くなる場合に限り、当局の既設弁栓からの水平距離を記入してもよい。）
- ⑦ 管体又は構造物を塗装した場合は、平面図にその仕様（製造会社名、塗料名、塗膜厚、色等）を記入しなければならない。
- ⑧ 伸縮可とう管は、平面図にその仕様（製造会社名、形式名、許容偏心量、許容心伸縮量、設置年度、月日）及び設置状況図を記入しなければならない。なお、埋設される伸縮可とう管の設置状況図は、基点を伸縮可とう管の中心としたオフセット図とするものとする。また、設置後露出される伸縮可とう管(水管橋等)については、基点、引照点を明確にして、図4-3の寸法を必ず記入しなければならない。
- ⑨ 1つの工事請負契約書に2つ以上の整理番号がある場合は、平面図（地形図・配管図）に各整理番号の施工区間を記入しなければならない。

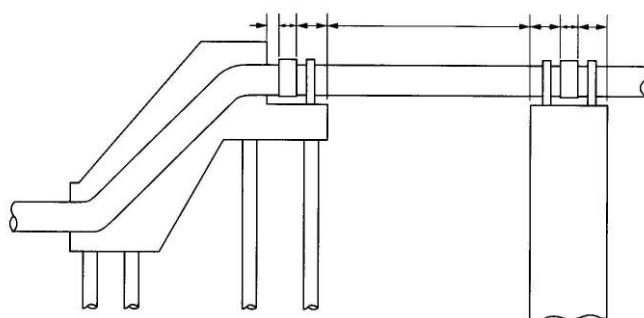


図4-3 伸縮可とう管の寸法

- (9) 縦断面図には、土被り、地盤高、管中心高、単距離、追加距離を記入しなければならない。また、縦断測量に使用したB.Mの番号、標高、所在地、測定年度も図中に記入しない。

ければならない。

(10) 地盤高、管中心高、鉄蓋の高さ等の標示は、すべて大阪湾最低干潮面（O.P.基準）によるものとする。

(11) 標題欄は図4-5により図面の右下に設け、次の事項を記入しなければならない。

- ① 施工年月日
- ② 施工担当課の確認印
- ③ 図名、整理番号
- ④ 縮尺
- ⑤ 図面の枚数番号（分母は図面枚数、分子は通し枚数とする）

(12) 図面の縮尺

- ① 図面の縮尺は次の8種を標準とする。

1/1、1/10、1/20、1/50、1/100、1/200、1/300、1/500

- ② 縮尺は、図面ごとにその標題欄に記入しなければならない。なお、同一図面中に異なる縮尺を用いるときは、図面中の大部分を占める図の縮尺を標題欄に記入し、異なる縮尺はその図の近くに記入するものとする。

2. 仕切弁（幹線除く）、消火栓、空気弁、排水栓、洗浄栓台帳の作成要領

発注者が交付する「弁栓類台帳」（第7編 様式-38）に、一基ごとに作成し提出しなければならない。

(1) 標題欄の記入

- ① 番号欄は、水道管理図番号と、各弁栓の仮番号を鉛筆で記入しなければならない。
- ② 設置場所欄は、行政区、町、丁、番号まで記入しなければならない。
- ③ 他の欄には該当するデータを記入し、継足し及び短管を使用していない場合は、斜線を記入しなければならない。

(2) 平面図の記入

- ① 平面図は原則として北を上になければならない。町名、番地は漏れなく記入し、目標となる著名な建物等の名称も記入しなければならない。

なお、原則として町名、番地等は2箇所以上の記入をしなければならない。（図4-4-1参照）

- ② 布設管は実線で表し、管径は漏れなく記入しなければならない。
- ③ 管路情報管理システムのデータベース更新や管路の固定資産管理にオフセットデータを活用するため、位置標示については、原則としてオフセットによる平面図記載の直近の官民・道路境界、隅切りから3点の水平距離を明確に記入しなければならない。（著しく測定距離が長くなる場合に限り、当局の既設弁栓からの水平距離を記入してもよい。）
- ④ 弁栓台帳には、それぞれV. H. A. D. Cの記号と仮番号を記入しなければならない。
また、消火栓用円形鉄蓋を設置した場合には、弁栓台帳上に円型であることを明記

しなければならない。

⑤ 縮尺は1/200～1/500とする。

3. 制水弁台帳（幹線・枝管・枝線）の作成要領

（1）上水道における配水幹線・配水枝管（工業用水道については幹線配水管）及び枝線の制水弁及び第1分岐制水弁は、「制水弁台帳（幹線・枝管・枝線）」（第7編 様式-39）にその材質、形式、製作年次、製作会社名、弁室外のり寸法、管天端高、地盤高を記入し、路面からキャップまでの距離及び制水弁用継足を設置した場合は、その種類と使用数を特記事項欄に記入しなければならない。

なお、原則として町名、番地等は2箇所以上記入しなければならない。（図4-4-2 参照）

（2）制水弁番号欄は空欄とする。

4. 不断水式連絡工の採用に伴う使用不能仕切弁（制水弁）台帳の作成要領

不断水式連絡工等の施工により使用不能となった仕切弁（制水弁）については、次のとおり台帳を作成し、提出しなければならない。

（1）作成方法

① 新設仕切弁（制水弁）台帳の作成と同様に栓止め部の仕切弁台帳（制水弁台帳（幹線・枝管・枝線））を作成し、記録欄に「栓止部操作禁止」と記入しなければならない。

② 既設仕切弁（制水弁）の管理図番号及び弁栓番号を監督員に確認し、各項目を鉛筆書きで記入しなければならない。

第5節 審 査

完成図及び仕切弁、消火栓、空気弁、排水栓、洗浄栓台帳の作成が完了したときは、監督員の審査を受け、不備な点は速やかに訂正、補足しなければならない。

上水 ・ 工水

〇〇 年 月 日

仕切弁 V (幹線除く)

消火栓 H ・ 空気弁 A

台 帳

排水栓 D ・ 洗浄栓 C

管 理 図 番 号

弁 栓 番 号

設置場所

〈行政区コード〉

消 火 栓
整 理 番 号

区 丁目 番

材質

FC・FCD
鋼板

型 式

立 型 ・ 横 型 ・ ソ フ ト
蝶 型 ()

単 口 ・ 双 口 ・ 急 速
mm

制水弁・消火栓
本体の粉体塗装

有 ・ 無

制水弁用
継足の数

L = × 本
L = × 本

配 水 管 口 径

mm

消火栓短管
の粉体塗装

有 ・ 無

消火栓用
短管の数

L = × 本
L = × 本

回 転 方 向
回 転 数

開
回

記 事

路面から属具類天端面までの土被

m

補 修 弁

有 ・ 無

記 録

年 月 日

内 容

年 月 日

内 容

・ ・

・ ・

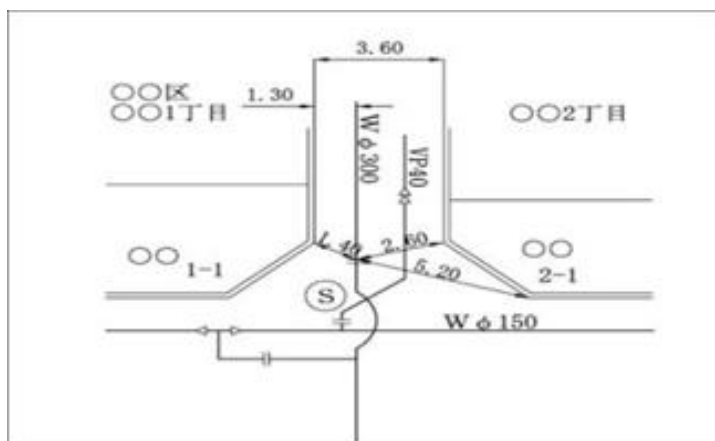
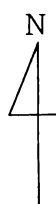
・ ・

・ ・

位置図 縮尺・1／

舗装種別

整理番号



弁栓室構造

鉄蓋種類 250 500
600
円形 角形

鉄蓋製造業者

ブロック材質 レジン C B

嵩上げブロック
調整リング 有 無

H = 10

H = 20

H = 30

H = 50

H = 100

図 4 - 4 - 1 仕切弁 V (幹線除く) ・ 消火栓 H ・ 空気弁 A ・ 排水栓 D ・ 洗浄栓 C 台帳 (例)

制水弁台帳（幹線・枝管・枝線）					受注者
幹線名	〇〇幹線 (コード番号) 〇〇〇			制水弁番号	制水弁設置位置
場所	〇〇区 〇〇3丁目〇〇番			管理図番号	
口径	φ1200	副 φ250	材質	铸铁製	
回転方向	右開	副 右開	型式	副弁内蔵式バタフライ弁立型	
回転数	全回転数 135	副 25	製造会社名	会社名 〇〇工業	
	設置数 回転数			製造番号	
設置年度			製造年次		
制水弁室構造	弁室内寸法 (タテ×ヨコ×高さ) 1500×1200×600		特記事項 堆積土 滞留水		
	弁室 (鉄蓋)	管天端			
	OP+5.111	OP-3.592			
	弁室形質	コンクリートブロック			
	鉄蓋種類	FCD 鉄蓋 φ900	鉄蓋製造会社名		
操作記録事項			酸素欠乏調査		
操作年月日	開弁数			調査年月日	記事
	本弁	副弁	係員		
年月日	整備または補修内容	係員			
(備考)					

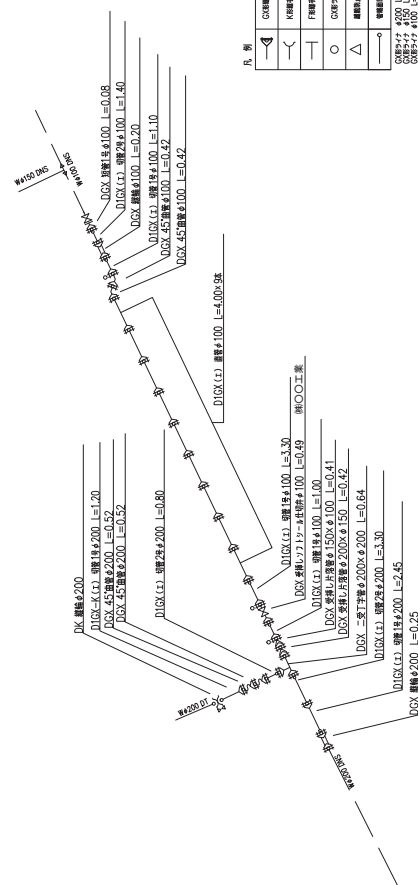
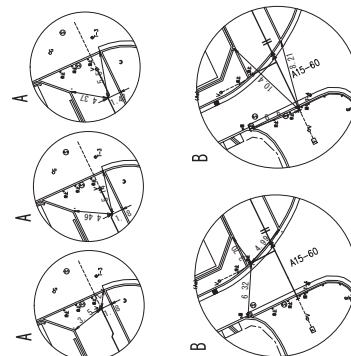
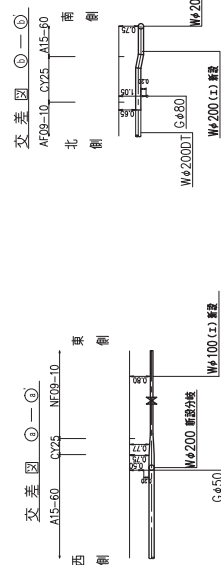
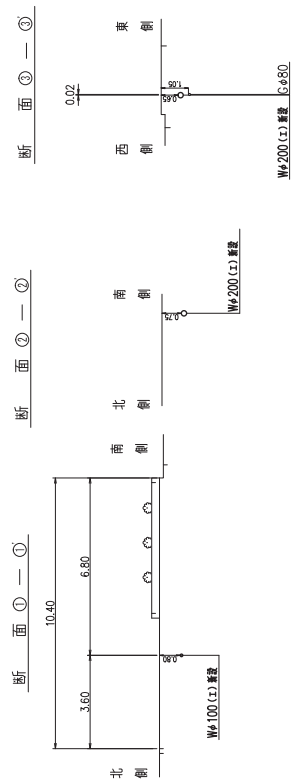
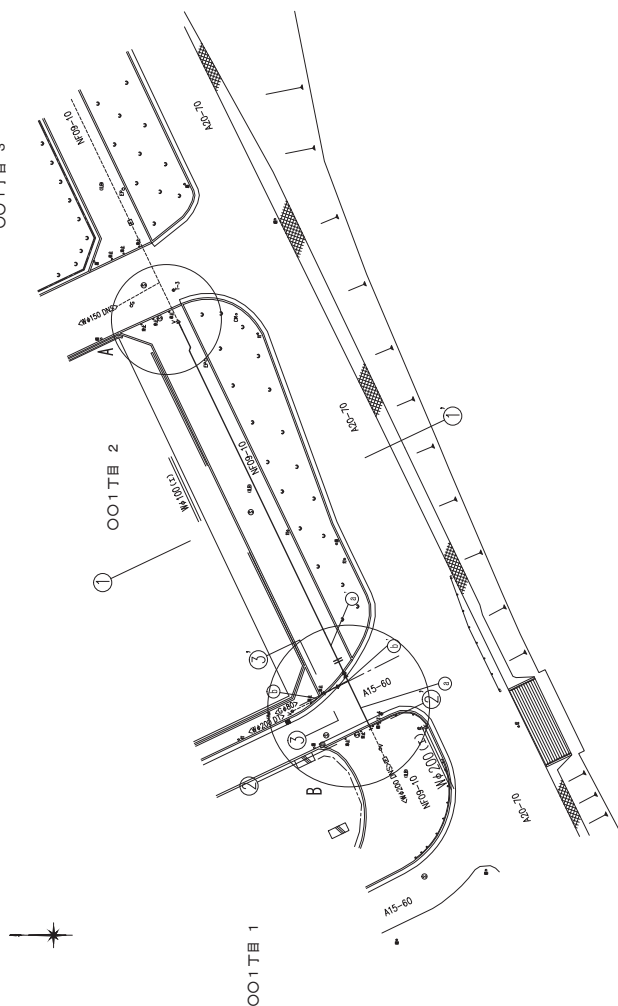
図 4 - 4 - 2 制水弁台帳（幹線）（例）

集 計 表							
工種	呼び径	mm	mm	mm	mm	mm	mm
布 設		m	m	m	m	m	m
		m	m	m	m	m	m
		m	m	m	m	m	m
撤 去		m	m	m	m	m	m
存 置		() m	() m	() m	() m	() m	() m
連 絡 工		カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
制 水 弁	新 設	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	撤 去	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
消 火 栓	新 設	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	撤 去	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
排 水 栓	新 設	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	撤 去	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
洗 浄 栓	新 設	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	撤 去	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
空 気 弁	新 設	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	撤 去	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
摘 要							
() 内は撤去管延長のうち存置管延長の内数である。							
承認（許可）番号				承認（許可）年月日			
番号		占用期間		. . . ~ . . .			

140									
13	7	6	14	6	14	6	14	6	14
年 月 日	図 面 番 号		□□—□□□—□□—□□—□						
施 所	副 所 長	係 長	担 当 係 長	調 査	係 員				
工 長	大阪市水道局 部								
整理番号									
図 面									
尺 度	枚数番号			葉の内					
20	50			20			50		

(会社名)

図 4 - 5 標題欄



凡例		GK配筋手
		KG配筋手
		F配筋手
		GK配筋手
		補筋止り印線
		管端部延長付

GK配筋手 L=0.04m
 KG配筋手 L=0.03m
 F配筋手 L=0.03m
 GK配筋手 L=0.03m
 補筋止り印線 L=0.03m
 管端部延長付 L=0.03m

表 計集 総

[illegible][illegible]

部 長	審 査	主 任	思 想 政 治 人	製 図
--------	--------	--------	-----------------------	--------

(会社名) ○○○○

图 4-6 工事完成图 (例)

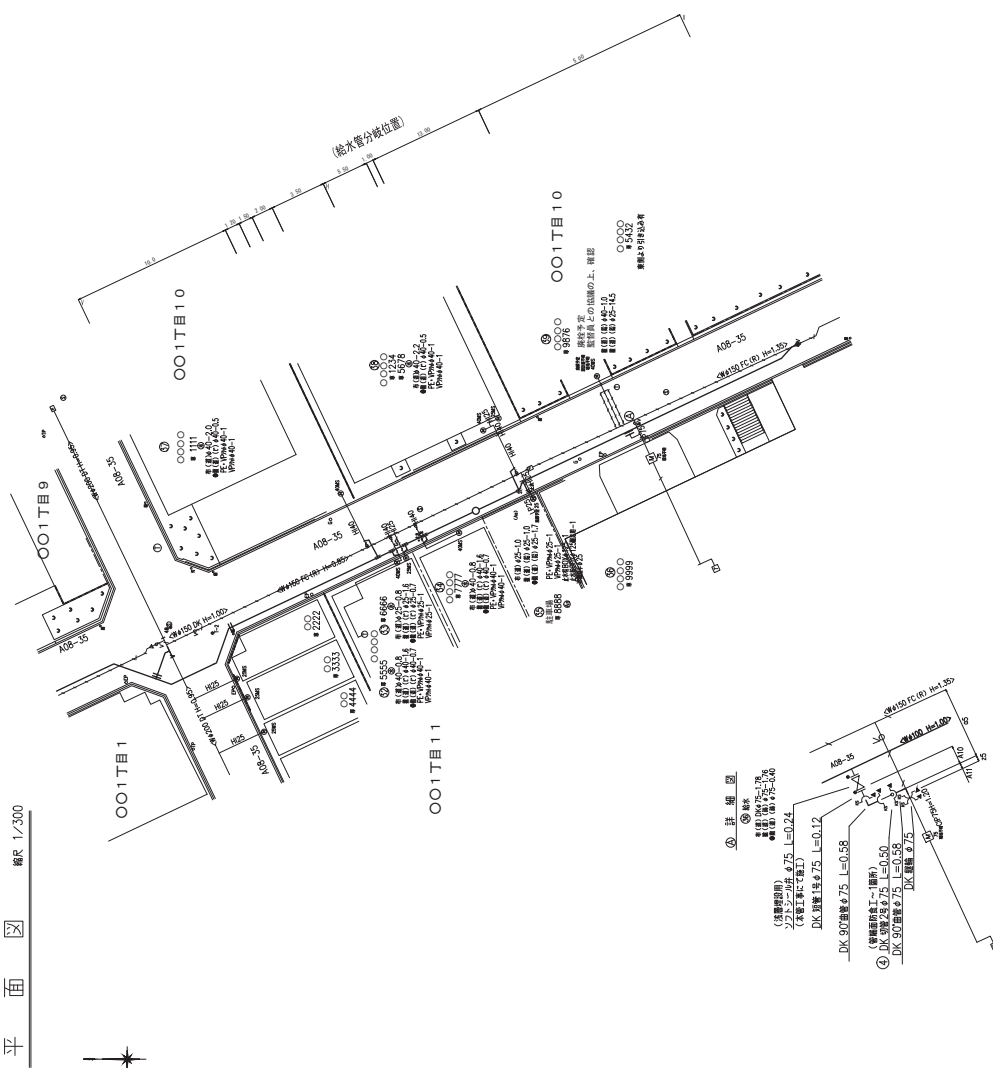


图 4-8 工事完成图 (例)

[illegible]

姓名	田中 健一	性別	男	年齢	25歳
職業	会社員	学歴	大学	出身校	東京大学
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1				
電話番号	03-1234-5678				
メールアドレス	tkenji@example.com				

全区固定资产投资	固定资产投资	8
	固定资产投资	8

番号	種別	口径	延長	備考
1	鉛管	25	17.2	
2		40	1.0	
3	2" - 凡管	25	0.0	
4		40	7.7	
5	鋼板管	75	0.1	

番号	組立工程	口埋土	土留工 口埋土	延長	備考(尺量)
10		75	1.50 量	1.58	
11	一段道路	75	1.20 量	0.40	

番号	試験工程	口試	筆記	算術	国語	理科	社会	外国語	総合	備考(欠額)
1	5	一般試験	75	1.10	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	V-1
5	5	面接試験	75	—	—	—	—	—	—	0.40

徳島県ボウラス	H=150	13
徳島県ボウラス	250H50	13
徳島県ボウラス	250H100	13
徳島県ボウラス	250H150	13
徳島県ボウラス	250H100	13
徳島県ボウラス	250H300	13
徳島県ボウラス	300H40	13

④ 詳細図

西側

東側

Wφ 100(工)新設

Gφ 300

Wφ 75新設

[illegible]

年月日	図面番号	□□□□□□□□□□
施所	調査係	調査係
・	調査係長	調査係長
・	調査係副長	調査係副長
工	大阪市水道局	〇〇水道センター

図	〇〇1丁目外100mm その他配水管布設工事
名	〇〇区 〇〇1、2丁目 <棲合替図>
尺 度	枚数番号 1/300、1/100 〇裏の内その〇

部 長	審 査 員	主 任	思 想 代 表 人	製 区
-----	-------	-----	-----------	-----

(会社名) ○○○○

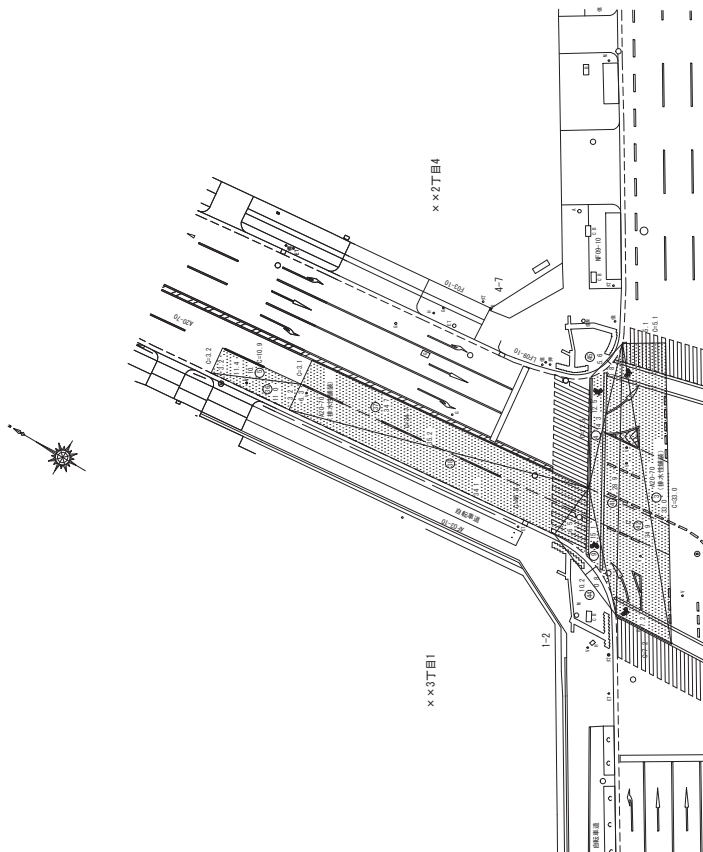


图 4-9 工事完成图 (例)

工 種	形 質 寸 法	計 算 式	計
傾斜切斷工	$10.0 \times 1.0 \times 1.23 \times 2.0 = 24.6 \text{ m}^3$ $10.0 \times 1.0 \times 1.23 \times 2.0 = 24.6 \text{ m}^3$	$24.6 \times 1.23 \times 2.0 = 60.3 \text{ m}^3$ $24.6 \times 1.23 \times 2.0 = 60.3 \text{ m}^3$	176.6 m

測定場所	番号	a	b	c	面積
	35	3.2	10.9	11.4	17.44
	36	11.4	11.0	3.2	17.60
	37	6.3	34.7	35.2	109.30
AO-70 (排水性)	38	35.2	34.1	6.5	110.50
	39	6.5	10.2	15.1	26.11
	44	-10.2 × 0.8 × 2.3			-5.44
				合計	275.51

[I] 00-0000-00-0000
夜間施工

編號	a	b	c	面積
40	12.5	5.6	14.3	17.44
41	15.1	14.3	28.9	17.60
42	28.9	7.2	34.9	108.30
43	34.9	33.0	5.1	110.50
45	$-5.6 \times 0.8 \times 2.3$			-2.99
			合計	213.94

「I」 00-00-00-00-000

工 種	仕 組 寸 法	計 算 式	計
仮基礎設置工	基礎 セツパ $n=10$	$30 \cdot 30 \cdot 6 \cdot 2010 \cdot 30$	46.80 m
仮基礎設置工	基礎 セツパ $n=14$	$14 \cdot 50 \cdot 13 \cdot 60 \cdot 43 \cdot 40$	71.50 m
仮基礎設置工	基礎 セツパ $n=6$	$28 \cdot 70 \cdot 17 \cdot 90 \cdot 2 \cdot 90$	50.50 m
仮基礎設置工	基礎 $n=15$	20.00	20.00 m
仮基礎設置工	基礎 $n=30$	19.40	19.40 m
仮基礎設置工	スラブ厚 21cm 柱断面	$6.66 \cdot 6.66$	13.32 m
仮基礎設置工	柱断面 21cm $\times$ 21cm		4. 欄外

[II] 00-00-00-00-000

工 種	形 質 寸 法	計 算 式	計
零土搬入(液壓挖土)		17.33	17.33 m ²

[illegible]

第5章 工事写真帳

第1節 写真の整理及び提出

5-1-1 写真の整理

1. 写真帳は、4切版又はA4版を標準とする。
2. 各工種ごとに撮影し、一連の番号を付して貼り付けなければならない。
なお、デジタルカメラで撮影した写真の場合は、プリンター等で出力したものでも構わない。
この場合、写真の印刷に使用するインク・用紙等は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
3. 重要な箇所、あるいは写真自体で撮影内容が判断しがたいものについては、説明書を書きそえなければならない。
4. 工事写真帳には、年度、整理番号、工事名称、工事場所、工事期間、受注者名を記入しなければならない。
5. 工事写真帳の第1ページには、必ず撮影箇所を示す平面図を付し、貼り付けた（デジタルカメラの場合はプリンター等で出力した）写真の番号を記入しなければならない。第2ページ以降には着手前と工事完成後とを比較対照できるように写真を貼付し、以後各工程ごとの施工中や施工後の写真を貼付する。なお、必要な説明書きをつけるものとする。
6. 工事箇所（路線ごと）施工順序に従って整理するものとする。
7. 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りしたもの）を添付するものとする。また、原本をネガ提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムに撮影内容がわかるように整理し提出すること。
8. 電子媒体は、CD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。
9. 電子媒体に記録する工事写真のファイル形式は、JPEG形式（圧縮を行う場合は、必要な文字・数値等の内容が判読できる程度まで）を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。

5-1-2 写真の提出

第6編第3章第1節 総則 の規定により撮影した工事写真帳は、本節5-1-1 写真の整理の規定により整理し、原本（電子媒体又はネガフィルム）とともに発注者に提出しなければならない。なお、施工中においても工事写真は、逐次提出するものとする。

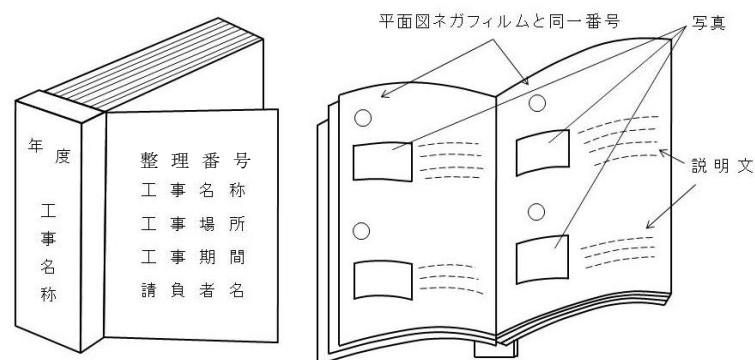


図5-1 写真帳

第 2 節 工事写真の提出部数及び形式

5－2－1 提出部数

工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各 1 部提出しなければならない。

5－2－2 提出形式

原本は、電子媒体又はネガフィルム（棒焼きを含む）とする。